

ドリフトキングダム大会規則 2018

ドリフトキングダム 2018 は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその付則に基づいた本競技シリーズ規則ならびに下記の各大会特別規則に従って、準国内及びクローズド競技として開催される。
併催される大会については、各併催大会の特別規則が優先される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

Drift Kingdom 2018 (ドリフトキングダム2018)

第2条 競技種目

四輪自動車によるドリフト競技

第3条 開催日および開催場所

第1戦	2月25日	筑波サーキット
第2戦	3月24日、25日	日光サーキット
第3戦	5月12日、13日	名阪スポーツランド Cコース
第4戦	6月23日、24日	スポーツランド菅生 西コース
第5戦	8月中旬	富士スピードウェイ ショートコースorドリフトコース
第6戦	9月22日、23日	日本海間瀬サーキット
第7戦	11月3日、4日	日光サーキット

※変更の可能性あり。

第4条 主催者

主催 DK Club(DKクラブ) ドリフトキングダム事務局
後援 有限会社K1プランニング

第5条 参加申込及び申込期間

名称 ドリフトキングダム事務局(以下「DKC事務局」という)
所在地 〒410-1327 静岡県駿東郡小山町棚頭773
電話 0550-78-6784 FAX 0550-78-6794
申込期間

第1戦	1月 9日 ~ 2月 16日
第2戦	2月13日 ~ 3月 16日
第3戦	3月30日 ~ 5月 2日
第4戦	5月14日 ~ 6月 15日
第5戦	7月 2日 ~ 8月 6日
第6戦	8月10日 ~ 9月 14日
第7戦	9月25日 ~ 10月26日

第6条 開催種目

開催種目は追加される場合がある。

追加された場合は第7条にて定められたDKCブルテンにて公示する。

第7条 ブルテン

大会特別規則発行後に規則の制定、改訂などが生じた場合は「2018DKCブルテン」としてDKC公式webサイトにて公表される。

DKC公式webサイト <http://drift-kingdom.com>

第8条 大会役員

役員については各大会のプログラムおよび公式通知に示す。

第9条 参加車両

本大会に参加が認められる車両は、2018JAF国内競技車両規則及び本シリーズ規則、DKC2018第10条 クラス格式

準国内 プロクラス（前年名称：スーパーマッスルクラス）

クローズド競技 クラブマンクラス（前年名称：マッスルクラス）

第11条 追走出場台数

プロクラス、クラブマンクラスは16台で追走を実施する。

第2章 参加者及びドライバー

第12条 チーム代表者

1) 参加申し込みをする際に参加者は、有効な2018年JAF参加者許可証（エントラントライセンス※JAF国内競技規則2-2-23 競技参加者 本連盟の競技参加許可証を所持し、その競技への参加を正式に受理された個人または団体をいう）を所持するものでなければならない。

2) パドッククルーの氏名登録

参加者は、本規則ならびに特別規則書に定められた資格を有するドライバー、パドッククルーの氏名登録を行い、参加料を納入して期日内に参加申し込みの手続きを行わなければならない。

3) スポッターの氏名登録

「競技運転者に対し外部より通信設備を使用し状況を伝えるものとして、主催者が指定した観客席への立ち入りを許可されたもの」をスポッターと呼ぶ。スポッターは大会当日に事務局にて本人自ら申請手続きを行わなくてはならない。

4) パドッククルーならびにゲストに対する義務と責任

参加者は自分が指名したドライバー、チームのパドッククルーならびにゲストに対して、諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故についてその最終的責任を負わなければならない。ただし、ドライバー、パドッククルーならびにゲストも同様にそれぞれの責任を負うものとする。

5) 大会出場の義務

参加が正式に受理された参加者は、国際モータースポーツ競技規則付則J項、または国内競技車両規則に従って完全に車両を整備しドライバーその他のクルーとともに、必ず大会に出

場するものとする。なお、チーム参加者本人が参加できない場合は必ず書面をもって代理人を指名しなければならない。

6) 参加の取消し

参加者は、参加申し込み後に参加取消しを行う場合には、その理由を付した書面を大会事務局宛に提出しなければならない。ただし、申し込み締切日以降の参加取消しに対する参加料の返却は行わない。

7) 証明書類および車両改造申告書

参加者は、自己の車両に関する仕様、改造、変更等の詳細について説明できる書類、**クラブマンクラス**において公認車検取得車両にあつては構造変更が記載されている自動車検査証、**プロクラス**および**クラブマンクラス**供に一時抹消車両については一時抹消登録証明書又は登録識別情報等通知書、輸出予定届出証明書の原本を必ず携行し、必要に応じて提示しなければならない。

第13条 ドライバー

1) 参加資格

①プロクラス

JAF発給の2017年競技運転者許可証または各国ASN発行の海外競技会出場証明書(サーティフィケート)を所持していること。※海外競技会出場証明書を所持し、本競技会に参加する選手は特別推薦一時会員として参加を認める。

②クラブマンクラス

ドリフトキングダムクラブのクラブ会員であり、**日本国内における有効な運転者資格を有するもの。**

③20才未満のドライバーは、参加申し込みの際し、親権者の承諾書に印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内有効)を添えて提出しなければならない。

2) ドライバーの変更

ドライバーの変更は、参加を受理された後は許されない。

第14条 パドッククルー (パドックにて作業を行う者※通称：メカニック)

1) 本大会に参加が許されるパドッククルーは満16才以上で、参加者によって指名登録されなければならない。

2) パドッククルーの登録は参加者を含み3名までとする。

ただし、追加クルー1名につき2,000円の追加登録料を添えて申し込みをした場合チームのパドッククルーは計4名まで認める。

3) **車両の整備にあたるものは作業に適した衣服を着用してなければならない。**

第3章 参加申し込み

第15条 参加申し込み

1) 参加申し込みは下記の書類に完全に記入した上で、参加料を添え、銀行振込にて申し込まなければならない。振込手数料は参加申込者の負担とする。(締切日消印有効)

①参加申込書(誓約書・承諾書の署名を含む)

②自動車検査証または一時抹消登録証明書もしくは登録識別情報等通知書の写し

③車両改造申告書

- ④パドッククルー登録申請書
- ⑤親権者印鑑証明書(20歳未満のみ)※複写可

2) 参加申し込み受付

受付期間は第5条に示す。

締切日2日前以降に発送する場合は、発送の事実をTDM事務局に電話で通知しなければならない。

第16条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申し込み者に対しては、締め切り後、原則約10日以内にTDM事務局から参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加申し込みが正式に受理された参加者には、TDM事務局より正式参加受理書と指名登録されたドライバー、メカニックなどの身分証などが郵送により交付される。
- 3) 参加を拒否された申し込み者に対しては、参加料が返還される。(ただし、事務処理経費として2,000円を差し引く)
- 4) 参加を受理された後、参加を取消す申し込み者には参加料は返還されない。
- 5) 選手受付を行った後、公式車検、公式予選に出場できなくなった場合は、すみやかにTDM事務局まで届け出なければならない。
- 6) 参加を受理された後、地震、風水害、降雪、事件、事故、疫病等による大会の中止の場合、参加料返金の有無、額等についてはその都度主催者が判断し決定します。

第17条 参加受付（書類検査）

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行なわれる参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。

- ① 正式受理通知書
- ② その他提出物がある場合は受理書に示す。

第4章 料金規程

第18条 参加料

- 1) プロクラス 1戦毎エントリー 38000円
- 2) クラブマンクラス 1戦毎エントリー 32000円

3)-1 ダブルエントリーは原則として禁止とするが、クラブマンクラスを主体に参加している選手はプロクラスへ参加することができる。ダブルエントリー希望者は事務局へ申請をして認証をうけること。ダブルエントリーの目的は「未来のプロドライバー育成」に必要な処置と考え、「特別参加枠」として参加を受理する。

3)-2 プロクラスへの特別参加に対して、クラブマンクラスで使用する車両以外でプロクラスに参戦することが出来る。その際はクラブマンクラス・プロクラス参加車両2台の車両の参加申請（改造申告書の提出含む）を行い2台の車両の車両検査を受け合格した車両のみ参加できる。ただし、クラブマンクラス・プロクラスに参加申請した車両は参加申請した各クラスのみ参加が可能となる。（プロクラスへのスペアカーとしての参加は認めない）

3)-3 クラブマンの車両のみを使用する際は、安全基準がプロクラスの車両規定を満たしている

こと。

第19条 料金規定

- 1) 追加パドッククルー登録料…2,000円/1人
- 2) 参加取消し事務手数料……2,000円
- 3) 再車検料……………10,000円/1回
- 4) 再ブリーフィング手数料…10,000円

第5章 参加者の遵守事項

第20条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際に必ず誓約書に署名しなければならない。
- 2) すべての参加者は前記誓約の主旨に従い、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとりたマナーを保たなければならない。
- 3) 参加者は、大会期間中、自己の参加車両が参加車両規定に適合していることを保証しなければならない。
- 4) 参加者は、大会中または大会に関係する業務についているときは、薬物などによって精神状態をつくろったり飲酒したりしてはならない。また許された場所以外で喫煙してはならない。
- 5) 参加者は、主催者や大会後援および協賛者、大会審査委員会、オフィシャル(大会役員)の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 6) 参加者は、自分の行動はもちろん、自チームのドライバー、パドッククルー、ゲストなど全員の行動について責任をもたなければならない。
- 7) ドライバーズブリーフィングに出席する際は、競技に参加する装備品（ヘルメット、レーシンググローブ、レーシングシューズ、バラクラバズ以外）を身につけ出席しなければならない。その他装備品に関しては車両の検査時に速やかに提出すること。ドライバーズブリーフィングに遅刻、もしくは欠席したドライバーは再ブリーフィングの対象となる。再ブリーフィング手数料は10,000円とする。
- 8) 条項の違反に対する罰則は参加者、もしくはドライバーに課される。

第21条 身分証と通行証

- 1) 交付された参加者の身分証は、大会会期間中、確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。
- 2) 参加者のサービスカーは、DKC事務局が交付する通行証に車両ナンバーを記入し、貼付しなければパドックへの通行ができない。
- 3) 参加車両及び部品、工具を搬入するために必要な通行や積み降ろし作業は、オフィシャルの指示に従って行わなければならない。
- 4) パドック内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示される。参加者はこの指示に従わなければならない。
- 5) 交付された身分証や通行証は、他に貸与したり複製/転用したりしてはならない。
- 6) 身分証、通行証を紛失または破損した場合は、〇〇〇事務局に再交付の手続きをとり、再交

付を受けること。再交付には手数料がかかる。

第22条 ピットの使用

- 1) 大会期間中の使用ピットは、TDM事務局によって割り当てられる。
- 2) 割り当てられたピットを参加者相互で交換・変更する場合は、互いに了承しあつた上で、DKC事務局に申し出て、許可を受けなければならない。
- 3) ピット内では火気類の使用は禁止され、喫煙は指定エリアでおこなうこと。また、使用後は必ず清掃すること。

第23条 スポッター

- ① 走行中のドライバーに対して競技要素に関する指示を与えるパドック要員のこと。
- ② スポッターは、審査席付近の**指定の観客席より**配布された許可証を着用して入場することができる。走行中のドライバーに対して無線通信設備（携帯電話/各無線設備）を使用して、送信及び受信を行う場合は合法でなくてはならない。
- ③ **指定の観客席内**への立ち入り許可証は事務局にて配布され、使用後は速やかに許可証を事務局へ返却する。
- ④ 登録されたスポッター以外のクルーが、指定の観客席（スポッターエリア）へ立ち入ってはならない。
- ⑤ スポッターはチームスタッフとして大会当日に本人自ら事務局にて登録するものとする。

第6章 参加車両規定

第24条 ゼッケン

- 1) 参加車両は、DKC事務局によって配布されたゼッケンを参加者の責任において、指定の位置に記入されていなければならない。
- 2) ゼッケンの記入位置は、左右のドアで視認性の良い場所を確保する事。
- 3) 参加車両のゼッケンは、練習走行、公式車検、単走1回戦、追走トーナメントを通じて保持されていなければならない。
- 4) ゼッケンは3桁までの希望ナンバーとする。チャンピオンドライバーに1番を付与、チャンピオンドライバーが参戦しない場合のチャンピオンチームのドライバーに0番を付与、18番は欠番とし、希望ナンバーが重複した場合は、2017年のランキング、若しくは2016年の参加回数が多い順の優先順位とする。

第25条 車両名及び広告

- 1) 車両名は、原則として製造者の定めたものとする。それ以外の特別な車両名を使用する場合は、参加申し込みの車両名登録の際、所定の欄に記入してDKC事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や、場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- 2) 特別な車両名（スポンサー名等）を使用する場合は20文字以内とする。20文字を超えるものは削除または短縮する。
- 3) 参加者は、主催者あるいは大会後援協賛者の都合によっては、特定の広告が拒否される場合があることを承知していなければならない。
- 4) 車両による広告はチームやドライバー、ピットクルーなどの氏名、車名、社名、商品銘柄及

び通常使用される貼付ステッカーに限って許可されるが、公序良俗に反するものであってはならない。

- 5) 主催者あるいは大会後援協賛者が貼付を希望した広告ステッカー類は図1の場所に貼付すること。但しクラブマンクラスにおいては図1の②の部分にあたるステッカーに関しては貼り付けを禁ずる。また、図1の②部分のフロントウィンドウに関しては許可以外のステッカーの貼り付けは一切禁止とする。(図1中①は左右とする)参加者が明らかに主催者や大会後援協賛者の広告活動を妨害したと判断された参加者に対しては罰則が課せられる場合がある。

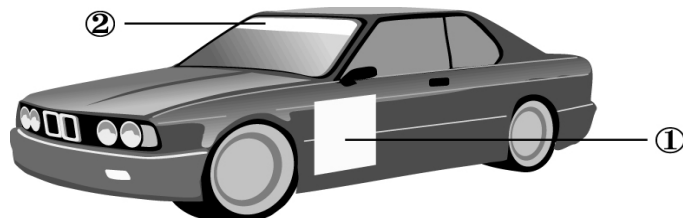


図1

- 6) 各参加者の競技に使用する車両は参加申し込み時の1台のみとし、車検合格証が貼られている車両であること。

7) 第26条 公式車両検査

- 1) 公式車検は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従ってDKC事務局指定の車両検査区域または各々のピットで行われる。プロクラスにおいてはタイヤマーキングの時間が設けられ、タイヤマーキング時間は公式競技直前とし、その時間において各チームは大会主催者の指定したタイヤマーキング係員が判断しやすいように使用するタイヤをピット前に整列して提示すること。
- 2) 定められた時間に遅刻した車両及びドライバーに対する処置は、競技長が大会審査員会に諮って行うものとする。
- 3) ドライバーは、公式車検時に次のものを携帯もしくは着用して技術委員の点検を受けなければならない。

① 運転者用ヘルメット

フルフェイスヘルメットの着用が義務付けられる。SNELL規格SA-2000、SA2005適合品、JAFにおいて公認のものの着用を推奨する。製造後10年を経過したものを使用してはならない。また、火災から守る為にシールドが装着されていること。また、製造年、使用期限が明記されているものとする。

② 耐火炎レーシングスーツ

FIA基準8856-2000の耐火炎レーシングスーツの着用。ただし、ノーマックス素材を使用した2レイヤー以上のオーバーオール型レーシングスーツ。

③ 耐火炎レーシングシューズ

FIA基準8856-2000の耐火炎レーシングシューズの着用を推奨する。

④ 火炎レーシンググローブ

FIA基準8856-2000の耐火炎レーシンググローブの着用を推奨する。

⑤ 火炎バラクラバス

FIA基準8856-2000の耐火炎バラクラバスの着用が義務付けられる。

⑥ 耐火炎アンダーウェア及びソックス

FIA基準8856-2000の耐火炎アンダーウェア及びソックスの着用を推奨する。

⑦ シートベルト

車両規定第7条安全ベルトの基準に準じたものを使用すること。

尚、プロクラスは2017年に引き続き全ての装備品がFIA公認のものとする。

⑧ 頭部および頸部の保護装置（FHRシステム）

JAF国内競技車両規則第4編 付則レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則 10のFHRシステムの着用を強く推奨する。

- 4) 公式車検を受けない車両やドライバー、検査の結果参加が不相当と判断されたドライバー、また技術委員による改善命令に応じない車両やドライバーは、大会に出場できない。
- 5) 公式車検に合格したあとで安全設備等の変更および車両規則の改造にあたる部分の変更をしてはならない。
- 6) 技術委員は、公式車検の時間外であっても随時参加車両の検査を行う権限をもち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

第27条 参加車両の再車両検査及び車両保管。

- 1) 決勝トーナメント進出の16台はオフィシャルの指示により、各決勝トーナメント対戦走行後パドック内の所定の区域に速やかに移動し車両を競技中使用したタイヤを含め保管する。その際に車両に手を加えてはならない。
- 2) ピットクルーまたはドライバーは自らの工具で技術委員及び他の再車検該当車のピットクルーの求めに応じ再車検の分解その他必要な方法により指示された箇所を明確に提示しなければならない。
- 3) 大会審査委員会または技術委員が求める車検に必要な分解・組み立て作業は、参加者またはその代理人の責任で行わなければならない。ただし、抗議対象車の分解・組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員が算定し大会審査委員会が承認した額とされる。
- 4) 再車検に応じない車両は失格とされる。
- 5) 再車検時には使用した全てのタイヤの空気圧を走行終了後30分の時点で測定し、1,2kg/cm以下の空気圧の場合はいかなる場合も失格とする。測定にはT O N E 工具の事務局指定の測定器具を使用する。

第28条 燃料規定

主催者は使用する燃料を制限することができる。

使用するガソリンは通常のカスタムスタンドで購入できる市販ガソリンの使用のみゆるされる。

第29条 車両変更

- 1) 公式車検終了後の車両変更は、参加車両が故障、破損、その他やむを得ない事情があっても一切認められない。

第30条 タイヤの使用に関する規定

- 1) プロクラスにおいては、公式予選・決勝を通して、装着タイヤを含むフロントタイヤ4本、リヤタイヤとして、装着タイヤを含む6本まで使用することができる。
- 2) 公式車検時に競技期間中に使用するタイヤを車検員に申請し、マーキングを施されたタイヤのみ使用できる。

第7章 信号合図及び走行中の遵守事項

第30条 信号合図

- 1) 競技中及び練習走行中の信号合図は、旗信号（補助的に発光信号としての信号灯）によって行われる。
- 2) 旗信号は、次の通り合図される。
 - ① 黄旗1本の振動
危険信号を意味し、確認したら速度を落とし、追い越しは禁止される。コース上またはコースサイドに一部危険箇所があり進路を変更できる準備をすること。
 - ② 黄旗2本の振動
危険信号を意味し、確認したら十分に速度を落とし、追い越しは禁止される。コースが全面的にあるいは部分的に塞がれているような危険箇所があることを指す。
 - ③ 赤旗表示
走行の中止を意味し、追い越しが禁止され全車両は直ちに減速し低速で審査中はスタート地点へ戻りオフィシャルの指示があるまで待機すること。ドライバーは、参加車両、レスキュー車両がコース上に存在するかもしれないこと、コースが事故等によって完全に封鎖されていることがあること、天候等により走行が不可能となることについて留意しなければならない。
 - ④ 緑旗表示
コースがクリア（走行可能）であることを意味し黄旗表示が必要だった箇所の直後のマーシャルにより表示される。
 - ⑤ 黒と白のチェッカー旗
練習走行などの終了を意味し、提示を受けた車両はその周でピット等へ戻ること
 - ⑥ 黒い旗にオレンジ色の●の模様のオレンジボール旗
車両に何らかのトラブルを抱えているとオフィシャルが判断した場合に、該当車両を指差しながら表示される。バンパーの破損による落下の危険性のある車両（ボンネットが開いている車両、オイル漏れ等がある）該当車両は速やかにピットストップし復旧作業を行うこと。走行不可能な場合は安全の確保できる場所に移動し車両を停止させなければならない。
- 3) 旗信号に従わないドライバーには罰則が適用される。この違反行為のオフィシャルの判定に対する抗議は受け付けられない。

第31条 走行中のドライバーの遵守事項

走行中のドライバーは次の各項を守らなければならない。

- 1) **ヘルメット及び安全ベルト、グローブ等の確実に申請した装備品を着用すること。**
- 2) コースの短絡路、サービスロードなど規定外のコースを走行してはならない。
- 3) スタート地点後でのエンジンの押しがけは禁止とする。これに違反した場合は、下記の罰則が課せられる。ただし保安の目的で、オフィシャル（コースマーシャル等）が車両を移動させたり処置したりする場合はこの限りではない。
 - ①単走審査中の場合は、押しがけした時点以降の走行を禁止する。
 - ②追走審査中の場合は失格とする。（コースオフによる救出目的など場合を除く）

- 4) 理由もしくは時間の如何を問わず、そのドライバーがコース上に一時的にも車両を放棄した場合、それは大会を放棄したものとみなされる。
- 5) 緊急の際、大会中に救急車、消火車、大会役員車、レッカー車などサービス車がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐・停車したり、またオフィシャルがコースに立ち入る場合があることをドライバーは承知していなければならない。
- 6) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピット又はスタート地点に戻ろうとはせず、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

第32条 妨害行為

- 1) 走行中、ドライバーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できるような危険な行為を行ってはならない。コース上でのグリーン上カット等、規定外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 2) 唐突な進路変更、加速区間で内側もしくは外側に向かって故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為を行ってはならない。
- 3) 大会期間中いかなる場合においても『危険なドライブ行為』を行ってはならない。
※『危険なドライブ行為』とは
 - ①衝突を起こしたもの
 - ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
 - ③他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
 - ④追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの等を指し、その行為が危険行為と判定された場合は、厳しく罰せられる。
- 4) 上記1-3)の様な行為を確認したドライバー及びパドッククルーは、その旨をJAFに申請したエントラントライセンスを有したチーム代表者を介しスタート地点にて大会事務局により選出されたオフィシャルにのみ申告することが出来る。競技長及び審判員長はこの申告をもとに審議し対処を発表する責任が発生する。審議した申告が正しいと判断された場合は、試技のやり直し等が認められ、正しくないと判断された場合は、申告したドライバーに対し降格、単走時では試技本数が1本減算され、追走時ではその対戦時の分を負け等の判定にすることが出来る。

第33条 リタイア（棄権）

- 1) 大会中、事故あるいは故障などにより、以降の走行の権利を放棄するドライバーは、その旨をドライバーが自ら申告する場合はスタート地点にて指定のオフィシャルに申告し、パドックにて申請する場合はエントラント代表者により大会事務局に報告しなければならない。
- 2) リタイアの報告は原則としてドライバー、またはエントラント代表者が所定の用紙に署名して行わなければならないが、負傷その他やむを得ない事情で署名による報告ができない場合は、そのオフィシャルの判断でリタイアとみなされる。この判断に対する抗議は受け付けられない。

第8章 審査

第34条 公式予選及び単走1回戦

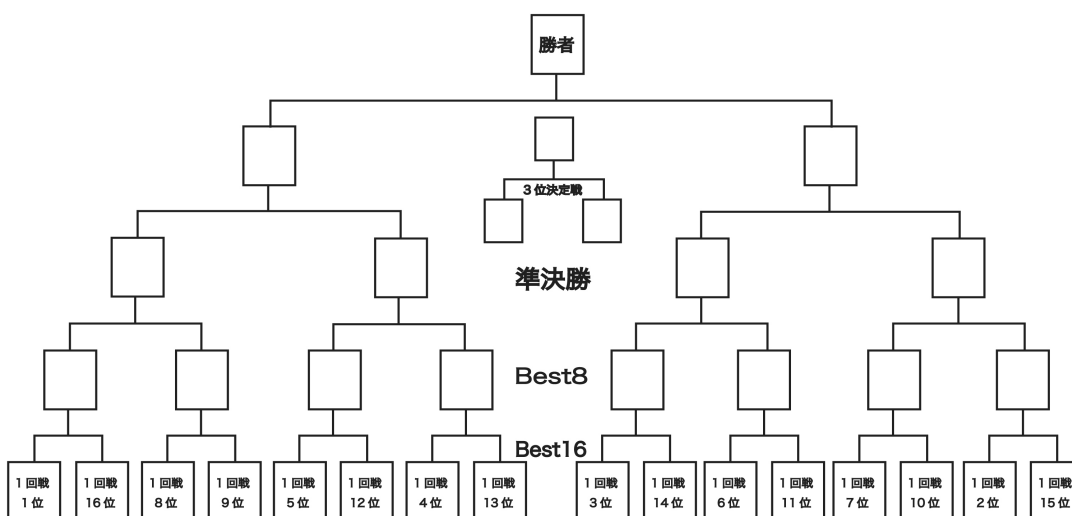
- 1) ドライバーは公式車検に合格した車両で、公式通知に示されるタイムスケジュールによって

- 行われる公式予選に必ず出場しなければならない。
- 2) 公式予選（単走）は、1台ずつの単独走行を審判員が採点し、それぞれの試技に対する得点の合計を審判員の人数で割った（平均点）ものを得点とする。
 - 3) 自らの出走の順番に間に合わない場合、その試技は走行できない。
パドックで作業している場合、前走車がスタートした時点でその試技は走行できない。
スタート地点で作業している場合、後走者がスタート地点に呼ばれた時点でその試技は走行できない。
 - 4) 審判員が採点するポイントは必ずしも同じとは限らない。
 - 5) プロクラスに於いては、第8章 第1条 2). 3). で定めた得点に一定の基準点を設け、その基準点をクリアしている得点に対し、次の区間タイムを得点として反映させた最終得点で順位を決定する。基準点はブルテンによって公表する。
 - ① 単走時の区間タイム1位のドライバーに0.5点加算する。
 - ② 単走時の区間タイム2位のドライバーに0.4点加算する。
 - ③ 単走時の区間タイム3位のドライバーに0.3点加算する。
 - ④ 単走時の区間タイム4位のドライバーに0.2点加算する。
 - ⑤ 単走時の区間タイム5位のドライバーに0.1点加算する。
 - 6) 公式予選の走行順はポイントランキングの低い選手よりおこなう。
 - 7) 公式予選の試技回数は2回とする。予選を実施する場合の通過台数は大会特別規則書により告知される。
 - 8) スタート地点へ向かう手順に際しては、ブリーフィングで指示された方法で走行しなければならない。グループに分けグループ単位でコースインするが、コースインはすべてオフィシャルの指示誘導に従って行わなければならない。
 - 9) スタート地点へ向かう間にタイヤを温めることが許されるが、コースアウト及び清掃などのオフィシャルのコース復旧作業が発生した行為の場合は試技本数が1本減算される。
 - 10) 公式予選の結果の順位は、それぞれのドライバーが走行中に記録した最高得点順によって決定される。2名以上のドライバーが同一の得点を記録した場合は、セカンドベストの得点を記録したドライバーが優先され順位が決定される。それでも同点の場合は最高得点時の進入速度によって順位を決定する。
 - 11) コースイン後は、オフィシャルからの指示以外でパドックへ戻ることはできない。自らパドックへ戻った場合は、再度コースへ復帰できない。
 - 12) スタート地点へはオフィシャル以外の入場はできない。また、オフィシャルに車両の異常を指摘された場合、出走が禁止される場合があっても従わなければならない。
 - 13) スタート地点でのタイヤ交換、液体の補給は禁止される。ドライバーによる作業は可能であるが、コース外から工具等を受け取ることはできない。
 - 14) スターターの指示を受けて直ちに発進できない場合は、出走放棄とみなし次の者を発進させる。
 - 15) 使用許可を得たタイヤ（マーキング済みタイヤ）以外を使用して公式予選および単走1回戦に出走した場合はベストスコア抹消および暫定結果順位から10グリッド降格のペナルティを与える。

第35条 追走トーナメント

- 1) 追走トーナメントの対戦相手は、単走1回戦の順位によってクラス毎に以下のように決定する。それ以外の結果により決定する場合は、特別規則書により告知される。

プロクラス及びクラブマンクラス



- 2) 追走トーナメントは、1対戦内に2回おこなわれる。1回目は対戦表で左側の者が先行で右側の者が後追となり走行し、2回目は先行、後追を入れ替えて走行し審判員が採点する。
- 3) 採点方法は、2車の相対評価でおこない1対戦の最高得点は10点とし、0.5単位で両者へ分配する。勝敗は、2回の対戦の合計点が各々の得点となり、それぞれの審判員の合計点を審判員の数で割り(平均)得点が多い者が勝者となる。
- 4) 延長戦は得点差に関係無く勝負が判定できる場合には実施しない。
- 5) 追走トーナメントの順位の設定は、1位から4位は直接対決で決定し、5位から8位と9位から16位は単走の順位によって決定される。
- 6) タイヤのウォームアップはドライバーズブリーフィングで大会進行を妨げない場所をウォームアップエリアとして使用方法を指定する。
- 7) 許可されたパドッククルーはスタート地点に入場することができるが、車両に対する作業を実施する人数は3名(ドライバーを除く)までとし、**コース上での作業に適した服装であること。(長袖・長ズボン・シューズ着用・耐火スーツが望ましい)** 指定された作業エリアは清潔を保ち、器具を整頓し、火災防止につとめなければならない、喫煙は厳重に禁止される。
- 8) 対戦相手がスタートラインに着いてから技術委員長の判断により**5分**を超えてもスタートラインに着けない場合は不戦敗とする。両者共にスタートラインに着けなかった場合は、計測

- 開始を宣言して各々の持ち時間が計測される。全ての参加者の持ち時間は個別に累積して計測されモラルハザードとしてカウントする。(モラルハザードは今後協議し決定し発表する)
- 9) 使用制限を越えた本数の(タイヤマーキングが施されていない)タイヤを使用が確認された場合、違反が発覚したドライバーが先行する走行のアドバンテージを6.5 : 3.5 (1.5点減点)でのスタートとなる。
 - 10) 競技中に競技長が走路妨害及びプッシング行為と判断した場合、競技は続行するが、反則選手に対しマイナス0.5点の罰則が課される。

第9章 スタート

第36条 反則スタート

スタート合図がなされる前に所定の位置から発進したドライバーに対しては、反則スタートとして罰則が適用される。スターターにはその判定の全ての権限が一任されており、スターターによる反則スタートの判定に対する抗議は受け付けられない。

競技長が反則スタートと判断した場合、競技は続行するが反則選手にはマイナス0.5点の罰則が課される。

第10章 燃料補給

第37条 燃料補給

- 1) 予備燃料を保管する場合は、ガソリン専用の携行容器(最大容量60リットル以下)でエア抜き機能を有する構造の物を使用すること。
- 2) 車両に燃料補給を行う場合はエンジンを停止した状態で、給油者は、第21条3)②に記載されている装備とシールドを下げた状態でフルフェイスヘルメットの着用を義務付けられる。作業中は必ず給油者の後方に消火専任者が消火器を持って待機していること。消火専任者も同様の装備を着用することを推奨する。
- 3) 保管している予備燃料に対する消火器の容量は、最低で薬剤重量が合計10kg以上のものを使用すること。20リットルの携行缶につき5kg以上の薬剤重量がある消火器をガイドラインとする。

第11章 競技の中断及び再開

第38条 競技の中断

事故等によりサーキットが閉鎖された場合、または天候、その他の理由により走行継続が不可能となったために競技を中断する必要がある場合は下記のように定める。

- 1) 競技長は赤旗を表示し、同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。
- 2) 走行中断の決定は大会審査委員会の承認を得て競技長のみによって行なわれる。ただし、緊急の場合における赤旗表示の決定は競技長によって行うことができる。
- 3) この合図が出されたらすべての車両はすぐに走行を中断し、速度を落としてオフィシャルの指示通りに、細心の注意を払いながらゆっくりとスタート地点に向かうものとし、下記の事項を認識し、了解しているものとする。
 - ① 他の参加車両及びサービス車両がコース上にあるかもしれないこと。
 - ② コースは、事故のために完全に閉鎖されているかもしれないこと。
 - ③ 天候の状態から、通常速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
- 4) 競技長が車両に対して作業が必要と判断した場合は、スタート地点で待機している車両は、

オフィシャルの指示によりピットへ戻り作業を行うことができる。

第39条 競技の再開

競技が中断された場合、競技長は大会審査委員会と協議のうえ競技を再開することができる。

1) 公式予選及び単走1回線

- ① グループ内で1回目または2回目の途中で中断となった場合は、中断前のその回数で得た得点は抹消され、中断された回数の最初の車両から競技が再開される。また天候等の変化(ウェット宣言)が発生した場合は、競技長の指示により各出走組の競技進行を変更する場合がある。
- ② 日没等の時間を考慮して特別規則書で告知した試技回数を減算する場合があっても抗議は認められない。
- ③ 事故及び天候の変化で路面状況が変化した場合は、競技再開前にウォームアップ走行を行う場合がある。

2) 追走トーナメント

- ① 対戦が1ユニットを完全に終えていない場合は、赤旗が表示される直前の得点を維持したまま再開する。
- ② 事故及び天候の変化で路面状況が変化した場合は、競技再開前にウォームアップ走行を行う場合がある。また天候等の変化(ウェット宣言)が発生した場合は、競技長の指示により各出走組の競技進行を変更する場合がある。

第12章 順位の決定

第40条 順位決定

- 1) 優勝者は追走トーナメントの最終勝者とし、優勝者以外の順位は第35条5)に定めた順位とする。
- 2) 競技が再開できない場合は、下記のように順位を決定する。
- 3) 公式予選が中止の場合は、シリーズランキング順に特別規則書で定められた予選通過台数を選出する。初戦については、昨年のポイントランキング順に特別規則書で定められた予選通過台数を選出する。
 - ① 追走トーナメントが中止の場合は公式予選の上位から第11条に定められた台数に順位を認定する。
 - ② 天候の回復等により、競技が再開されたとき競技時間の可能な限り単走での競技を行い順位の決定とする場合がある。

第41条 暫定表彰式と正式結果

- 1) プロクラスの追走トーナメントが終了した時点で、指定された場所で待機している追走トーナメント入賞車両は、スターターの指示により審査席前に自走可能な場合は車両で移動し暫定表彰を受けなければならない。暫定表彰式の表彰対象者はプロクラス1位から3位、クラブマンクラスは1位から3位、また、競技会の会場構成によって暫定表彰式の開催場所を変更することがある。暫定表彰を受けることを拒否したドライバーは、賞典を放棄したものとみなされる。
- 2) 追走トーナメント終了後、審査委員長の名において大会の暫定結果が発表され、本規則第42条による抗議がない場合、暫定結果発表後30分後に正式結果が発表される。

第13章 抗議及び罰則の適用

第42条 抗議の手続きと制限

- 1) 抗議を行うことが許されるのは、**指名登録されエントラントライセンスを有した参加者に限られる**。ドライバーが兼任する場合はその限りではない。
- 2) 抗議を行うときは、書面により抗議対象とする個所、または内容を具体的に記載しなければならない。
- 3) 抗議を行うときは、2)の書面に、抗議対象1件につき次の抗議料(20,300円)を添え、競技長宛てに提出しなければならない。
- 4) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。この費用は、抗議が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合の当該費用は被抗議者が負担するものとする。
- 5) 技術委員(車検員)の判定に関する抗議は決定直後でなければならない。
- 6) 大会中重大な過失又は規則違反、不正行為に関する抗議は大会終了後30分以内でなければならない。
- 7) **審判員の判定に対する抗議は受け付けられない**。

第43条 抗議の裁定

- 1) 大会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみに口頭で通告された後、公式通知等で公表される。
- 2) 審査後、ただちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することができる。
- 3) 抗議料は、抗議が成立した場合、抗議提出者に返還されるが、抗議不成立の場合は没収される。

第44条 罰則の適用

- 1) 本規則、及び公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- 2) 大会で大会審査委員会が違反者に課すことができる罰則は次の通りとされる。
 - ①訓戒、厳重戒告(始末書提出)、罰金。
 - ②単走結果に対しての順位降格、失格または単走試技回数の減算。
 - ③資格の停止、大会からの退場ただし、大会審査委員会は状況に応じて上記①・②・③の罰則を軽減したり強化したり、組み合わせることができる。

第14章 本規則の適用と補則

第45条 本規則の解釈

本規則及び本大会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第46条 公式通知の発行

本規則に記載されていない大会運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必

要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- ① 参加者の住所に郵送またはe-mailにより送られる。
 - ② 公式ホームページ内にブルテンが掲載される。
 - ③ 大会事務局に掲示される。
 - ④ 公式予選、あるいは単走1回戦や追走トーナメント前など必要に応じて招集されるドライバーズブリーフィングで指示される。
 - ⑤ 緊急の場合は、場内放送で伝達される。
- 以上の方法によって参加者に通告される。

第15章 主催者の権限

第47条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 競技長が必要と認めた場合、ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、大会出場の健康上の理由による可否を最終的に指定することができる。
- 3) ゼッケン番号の指定、あるいはピットの割当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、コースの変更等を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返還される。
- 5) 各クラス区分において申し込み数が10台に満たない場合、そのクラス区分を他のクラスと混走の大会として開催、またはそのクラス区分を取り止めることができる。
- 6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 7) やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの指名登録、または変更について許可することができる。
- 8) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 9) 車両改造に関する違反を行ったドライバー、参加者は最高1年間本大会への出場が拒否される場合がある。
- 10) 賞典およびシリーズポイントの取扱いについて最終的な決定権を有する。

第16章 シリーズ順位

第48条 シリーズ順位

- 1) ドリフトキングダム2018のプロクラス、クラブマンクラスにおいて、次のとおり各大会の追走トーナメント出走ドライバーに1戦ごとにポイントが与えられる。
- 2) 2018シリーズは6戦有効ポイント制とし、7戦中、6戦の高得点を合計し、総合得点の多い者からシリーズ順位を決定する。

① プロクラス、クラブマンクラス

1位-25点

2位-23点

3位-21点

4位-19点

5位-16点	6位-14点	7位-12点	8位-10点
9位- 8点	10位- 7点	11位- 6点	12位- 5点
13位- 4点	14位- 3点	12位- 2点	16位- 1点

第40条④の場合に限り付与されるポイントは下記とする。

② プロクラス、クラブマンクラス

1位-12.5点	2位-11.5点	3位-10.5点	4位-9.5点
5位- 8点	6位- 7点	7位- 6点	8位- 5点
9位- 4点	10位- 3.5点	11位- 3点	12位- 2.5点
13位- 2点	14位- 1.5点	12位- 1点	16位- 0.5点

3) 複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。

- ① 高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
- ② 上記①の回数も同一の場合、単走の得点が高い順とする。
- ③ 本シリーズにおける優勝回数が多い順とする

4) 第11条に定められて台数に満たない場合、その台数の割合にてポイントを設定しブルテンにて公示する。

各クラスの単走の1つの試技において、審判員が100点をつけた場合はシリーズポイントに1ポイント、複数の審判員が100点をつけた場合は審判員数×1ポイント付与する。加点がプラスされての100点はこれに当てはまらない。

5) プロクラスの単走の区間タイム1位にはベストタイム賞としてシリーズポイントに1ポイントを付与する。ただし、そのタイムを出した試技において基準点以上の得点を獲得していること。

第17章 賞金

1) シリーズ賞金

○プロクラス

シリーズ優勝 500,000円

シリーズ2位 300,000円

シリーズ3位 200,000円

○クラブマンクラス

シリーズ優勝 300,000円

2) 各戦

○プロクラス

優勝 100,000円

2位 50,000円

3位 30,000円

○クラブマンクラス

優勝 50,000円
2位 30,000円
3位 20,000円